

令和4年度 鹿児島県立隼人工業高等学校 一般入学者選抜募集要項

(帰国生徒等の特例措置を含む)

1 募集定員

インテリア科	40名 (1学級)	
電子機械科	80名 (2学級)	
情報技術科	40名 (1学級)	※ 各学科とも推薦入学者等を含めた定員

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和4年3月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に該当する者

3 出願

- (1) 出願期間
令和4年2月7日（月）から2月14日（月）正午（必着）
※ 受付時間は、締切日を除く平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (2) 一般入学者選抜に係る出願
出願は、1人1校1学科に限る。ただし、本校は学科併願による募集を行うので、複数の学科に出願することができる。

4 出願先

鹿児島県立隼人工業高等学校
899-5106 鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目6番20号（電話 0995-42-0023）

5 出願手続き及び留意事項

- (1) 入学志願者は、在学している中学校等、又は卒業した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）を経て、本校校長に一般入学願書を提出する。なお、東日本大震災又は熊本地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。
- (2) インテリア科・電子機械科・情報技術科の3学科とも併願を実施する。については、第3志願まで選択することができる。第3志願まで希望しない場合は、第1志願のみの出願、第2志願までの併願も可能とする。
- (3) 中学校長は、次の書類を出願期間内に本校校長へ提出する。
 - ア **一般入学願書**・・・本校が定めた様式
※ 入学検定料2,200円分の鹿児島県収入証紙を貼付
※ 顔写真（3ヵ月以内に撮影、縦4cm×横3cm、裏に記名）を貼付
 - イ **一般入学者選抜出願者総括表**・・・県教育委員会が定めた様式（様式2-1）
 - ウ **調査書**・・・県教育委員会が定めた様式（様式4-1又は4-2）
 - エ **成績一覧表**・・・県教育委員会が定めた様式（様式5-1及び5-2）
※ 過年度卒業の志願者及び県外からの志願者は、エを提出しないこともできる。
- (4) 出願者に対しては**学力検査受検票**を交付する。受検票等を郵送で請求する場合は、返信用封筒（郵便番号、宛名を明記し、郵送料及び書留料金相当の切手を貼付したもの）を同封する。
- (5) 過年度卒業等で高等学校退学者については、必ず**旧在籍高等学校在学中の記録**を添付する。
- (6) 特別な理由等で年間の欠席日数が各学年につき30日以上のある者については、**自己申告書**（様式20）を中学校長を経て、本校校長に提出することができる。なお、自己申告書は入学志願者及び保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名、本人氏名を記入することとする。
- (7) 中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、出願手続と同時にその旨を本校校長に申し出る。
- (8) 受け付けた入学願書等に不正を発見した場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

6 出願変更

(1) 出願変更期間

令和4年2月16日(水)から2月22日(火)正午(必着)

※ 受付時間は、締切日を除く平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(2) 入学志願の変更を希望する者は、中学校長及び志願先高等学校長の承認を得て、出願変更をすることができる。ただし、出願変更については、次の制限があることに注意を要する。

ア 出願変更できるのは、3(1)の出願期間に出願した者に限る。

イ 出願変更は、同一人について1回しか認めない。(同一校内の学科変更を含む。)

ウ 出願変更が全日制普通科に係る場合、一定枠内の学区外入学志願者への出願変更は、一定枠内の学区外入学志願により出願した者以外は認められない。

(3) 中学校長は、出願変更を希望する者の**入学志願変更願**(様式3に準じて本校が定めた様式)及び**すでに交付されている受検票**を先に志願した高等学校長に提出する。

(4) 中学校長は、変更を承認された者に係る次の書類を出願期間内に、変更先高等学校長へ提出する。

ア **受理証明済の入学志願変更願**・・・県教育委員会が定めた様式3に準じて本校が定めた様式

イ **変更先高等学校の入学願書**・・・新たに志願する高等学校の様式

ウ **出願変更後の一般入学者選抜出願者総括表**・・・県教育委員会が定めた様式(様式2-1)

エ **調査書**・・・県教育委員会が定めた様式(様式4-1又は4-2)

オ **出願変更後の成績一覧表**・・・県教育委員会が定めた様式(様式5-1及び5-2)

なお、第2志望以下の加除修正による出願変更の場合は、ア及びイのみ提出することもできる。

(5) 出願変更にあたっては、入学検定料の納入を必要としない。(推薦入学者選抜及び帰国生徒等特別入学者選抜で不合格になった者が異なる高等学校へ出願変更する場合を除く。)ただし、県立高等学校(定時制)から県立高等学校(全日制)への出願変更に伴い、入学検定料の不足額が生じた場合は、不足額相当分の鹿児島県の収入証紙を入学願書に貼付しなければならない。

なお、県立高等学校(全日制)から県立高等学校(定時制)への出願変更により生じた入学検定料の差額については返還しない。

7 期日・日程等

(1) 検査場 本校(隼人工業高等学校)

(2) 期日・日程 令和4年3月3日(木)

9:20

集合(本校体育館)

10:00～10:50(50分間)

国語

11:10～12:00(50分間)

理科

[12:00～12:45]

昼食

13:00～13:50(50分間)

英語(聞き取りテスト12分間程度を含む)

令和4年3月4日(金)

9:15

集合(本校体育館)

9:40～10:30(50分間)

社会

10:50～11:40(50分間)

数学

[12:00～12:45]

昼食

13:00～15:00

面接

(3) 持参品 受検票・健康状態確認票(様式21)・鉛筆(シャープペンシルも可)・消しゴム

鉛筆けずり・三角定規・直定規・コンパス・マスク

上履き(下履きには記名をしておく)

※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。

(4) その他 受検者は3月3日・4日の両日とも午前9時10分までに本校へ到着しておく。

受検票を万一忘れた者は、本校事務室に届け出る。

時計を携行する者は、アラーム等が鳴らないようにしておく。

スマートフォン等(ウェアラブル端末を含む)の検査場への持ち込みは禁止する。

8 帰国生徒等の学力検査における特例措置

(1) 対象者

2の出願資格を有し、次のいずれかに該当する者で、本校校長が特例措置を要すると認めた者

ア 中国引揚者等生徒で、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者

イ 海外勤務者帰国生徒で、海外の日本人学校又は補習授業校のない地に引き続き3年以上在留し、かつ、令和2年4月1日以降帰国した者

ウ 外国籍を有する者の生徒で、中学校等又はこれに準ずる学校に編入学した者

(2) 特例措置の内容

ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は25分、他の教科は15分延長し、その日程は次のとおりとする。

3月3日(木)	9:20	集合(本校体育館)
	10:00 ~ 11:15 (75分間)	国語
	11:35 ~ 12:40 (65分間)	理科
	[12:40 ~ 13:25]	昼食
	13:40 ~ 14:45 (65分間)	英語(聞き取りテスト12分間程度を含む)
3月4日(金)	9:15	集合(本校体育館)
	9:40 ~ 10:45 (65分間)	社会
	11:05 ~ 12:10 (65分間)	数学
	[12:30 ~ 13:15]	昼食
	13:30 ~ 14:30	面接

イ 学力検査問題の漢字のふり仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字ふり仮名表を準備する。

(3) 申請手続

ア 中学校長は、特例措置の必要があると認められる者がいる場合は、原則として、該当者が出願する前に本校校長にその旨を申し出る。

イ 特例措置の申出を受けた場合、本校校長は、**帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書**(様式15)(以下「申請書」という。)の提出期日について中学校長に連絡する。

ウ 本校校長は、中学校長から提出された申請書により特例措置の適否を審査し、その結果を中学校長に文書で連絡する。

9 合格者発表

令和4年3月16日(水) 午前11時以後 本校ホームページ上において受検番号で発表する。

10 合格者説明会

令和4年3月16日(水) 午後1時30分 本校体育館に保護者同伴で集合

※ 入学手続・入学までの諸準備・生活心得・課題等を連絡する。保護者が出席できない場合は、必ず代理が出席することとする。

11 入学者選抜学力検査における個人情報の簡易開示について

令和4年度鹿児島県立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点を本校受検者本人に限り開示する。

(1) 申出期間 令和4年3月17日(木) から4月18日(月) まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後4時30分までとする。

(2) 提示物 受検票